

## 第3回 建設厚生委員会記録

1 日 時 平成30年 6月12日(火) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 5名

委 員 長 堀 川 義 徳

委 員 関 根 正 明

副 委 員 長 八 木 清 美

” 山 川 香 一

委 員 渡 辺 幹 衛

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 職務出席者 0名

7 説明員 4名

市 長 入 村 明

福 祉 介 護 課 長 葎 原 利 昌

建 設 課 長 杉 本 和 弘

健 康 保 険 課 長 吉 越 哲 也

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明

主 査 齊 木 直 樹

庶 務 係 長 堀 川 誠

9 件 名

議案第63号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について

議案第64号 動産の取得について(除雪ドーザ)

議案第65号 動産の取得について(ロータリ除雪車)

議案第68号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第2号)

10 所管事務調査

渡辺 幹衛委員

1 国保事業における医療費の現状と課題

1) レセプト点検の状況と費用、効果について

2) ジェネリック医薬品使用状況について

3) 生活保護におけるジェネリック医薬品の使用状況について

4) 調剤のレセプト点検の状況について

5) お薬手帳の活用状況について

6) 「医療費のお知らせ」の効果と活用状況について

11 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

---

○委員長(堀川義徳) ただいまから建設厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第64号及び65号の事件議決2件、議案第63号の条例改正1件、議案第68号

の補正予算 1 件の合計 4 件であります。

---

議案第 64 号 動産の取得について（除雪ドーザ）

○委員長（堀川義徳） 初めに、議案第64号 動産の取得について（除雪ドーザ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第64号 動産の取得（除雪ドーザ）について御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るため、除雪ドーザ 1 台を取得するに当たり、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する機械は、除雪ドーザ18トン級 1 台です。契約金額は2203万2000円、契約の相手方は妙高市栗原 2 丁目 6 番30号、新星建機工業株式会社であり、去る 5 月17日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第64号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第64号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） じゃ、64号、65号にも関係すると思うんですけど、この予定価格は事前公表ですか、事後公表ですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 事後公表でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 事後公表だとすると、これは積算はどのようにしてやっているんですか。国土交通省の本にあるのか、業者の見積もりなのか、どういうふうになっていますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今回の場合は、参考見積もりを徴取いたしまして、予定価格を設定いたしました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この参考見積もりを徴取した会社は、ここの入札指名されている 5 社ですかね、5 社全て入っていますか、それともそのうちの何社かですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず、業者選定の考え方でございますけども、品目別取り扱い業者から特殊車両のうちのその他大型除雪車に登録のある業者、今妙高市にはですね、7 社出ておりますけども、7 社を選定して見積もりを依頼いたしましたけど、そのうちのですね、2 社から辞退ということで申し出がございましたので、指名業者につきましては、2 社を抜かした 5 社ということで行いました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そうすると、予算取るために参考資料を徴取したわけですけども、それはこの 5 社は全て出したということですね。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） そのとおりです。

- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） そうすると、高いところもあったし、低いところもあったり、それを一番高いのと最低をはねて、中の3社を平均とるとか、どういう方法をとっていますか。
- 委員長（堀川義徳） 建設課長。
- 建設課長（杉本和弘） 今回の場合は、最低価格を参考に決めています。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） つかぬことをお聞きしてもいいですかね。最低価格を示した業者が仮契約していますか、していませんか。
- 委員長（堀川義徳） 建設課長。
- 建設課長（杉本和弘） 済みません。手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） 私は、何でこの話するかというね、これ見ると、予定価格が事後公表でしょう、だから知らないわけです。だけど、見積もりに全部参加しているから、自分が幾らで見積もったかというのは知っているわけです。それで、入札してこの最低制限価格あるわけじゃないですから何ですけど、見るとみんな予定価格を下回っているんですよね。予定価格以上出なかったというのは不思議だなと思っているんですけど、そんなこと不思議に思いませんか。
- 委員長（堀川義徳） 建設課長。
- 建設課長（杉本和弘） 入札の結果ではございますが、私もその点今指摘を受けるまで余り気にとめておりませんでした。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） 私がもし業者なら、この取り扱っている業者の仲間がいるわけです。7社だと言われましたけど、この次の重機も扱っている業者もいます。そうすると、大体仲間というのはわかるわけですね、入札仲間という、同じ指名される。その中で、価格というのを見積もっている。その見積もりの仕方もう時効だからお話ししますが、現役るとき見積もり出してメーカーにどんな見積もり出しているんだと単価や何かの見積もりのとき聞いたら、営業の担当者は定価で出していますよと、こう言うんですよ。だから、実際は定価で出しているんだと。それ削られるかもしれないけど、設計価格になるかもしれないけど、定価で出している。それで、じゃ実際に業者さんに入れる価格というのは、私の担当した区分だけで言うと、カタログあるんですけど、市役所でもらっているカタログと業者へ配っているカタログ同じですよ。そうすると、市役所では知らない人が見ていると、定価が載っているんですよ。だけど、業者の知っている人は工事店に話しているのは、この定価の金額のところにあるのは、こういうふうにすると卸の値段になるんですよと、こう言うんですよ。時効だからね、だからそういうのを見ると、入札が儀式にならないように配慮して、これは管財の仕事かもしれないけど、直接担当するのは所管課ですから、そういう配慮をした上で業者選定をしていただきたいなと思っています。これは参考だと思って聞いてください。とりあえずはわかりました。
- 委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。  
これより討論を行います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。  
これより採決します。

議案第64号 動産の取得について（除雪ドーザ）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議案第65号 動産の取得について（ロータリ除雪車）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第65号 動産の取得について（ロータリ除雪車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第65号 動産の取得（ロータリ除雪車）について御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るため、ロータリ除雪車1台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する機械は、ロータリ除雪車除雪幅2.2メートル、220キロワット級1台であります。契約金額は4212万円、契約の相手方は、妙高市大字関川723番地22、株式会社橋詰商会妙高営業所であり、去る5月17日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第65号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○委員長（堀川義徳） これより議案第65号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ついでです。関連するんですけど、お聞きします。

ここに全幅が2メートル20と書いてあります。既に何台かの既存の機種を持っていると思うんですけど、これより狭い機種は持っていますか。全てこれより上ですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 車道を担当するロータリにつきましては、2.6メートルと2.2メートル、あと歩道除雪機械につきましては、ちょっと今ここで資料ございませんが、狭い機種がございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それでお願いしたいんですけどね、除雪に対する要望は非常に多いわけです。それで、私もいろいろ照会しましたが、例えば市道認定基準4メートル以上でなければ除雪できませんよと、こう言ったりするんです。だけど、4メートル以下でも人が住んでいるし、市道認定されているところも今までのいきさつであるわけですよ。そのとき例えば3.5メートルしかないから、おまえたちのこの4メートル欠けているから除雪なかなか難しいんだと、確かに効率を上げるために早朝除雪の機械は幅の広いのが有利だから、業者はそののを持ってきます。だけど、こういうロータリが2メートル20くらいで出るようになると、やっぱり人が生活しているんだけど、入っていかんかったような市道について、もう少し柔軟な対応ができるんじゃないかな、そういう点ではことしの除雪は変わったなと思われるような対応が可能じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今回の除雪幅2.2メートルにつきましても、やはりこの機種につきましては、南部地域のほうを回りたいということからですね、狭い路線があるということを考えてまして、2.2メートルにしたものでござい

すし、やはり先ほどのドーザのときにも同じですが、一番大きなドーザを今回買いました。効率ばかりですね、求めるのではなくてですね、そういう狭い路線に今後とも配慮した機種選定というのも必要だろうというふうを考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ぜひ業者は効率だけを考えれば、大きい機種のほうが時間当たりの仕事がいっぱいはいかどつて、住民の皆さんからも喜ばれる、それはそれで一理あるんです。だけど、狭い道路で暮らしている人たちもいるわけです。そして、実態からいくとね、矢代地域などでもそうなんですけど、大体そういううちは個人で小型除雪車持っていますよね。ただ、心配なのは後継者もない、高齢化になってくる、これでおうちのお父さんもう5年、10年除雪できるかしらと思っっているような不安もあるわけです。それで、機種があつて除雪路線が決まるわけじゃなくて、除雪路線があつて機種が決まるわけですから、例えばピーターで個人で指導を除雪している、これはいろいろな補助制度もありますから、対応できる部分もあるんでしょうけど、そういうところは結構雪が多くなってくると、南部地域の話も出ましたけど、矢代地域なんか多くなってくると、個人の小さなピーターでは対応できないということもあります。そういう点では、例えば週に1回、10日に1回くらいはこういう機種があるんなら、一回りしてもらおうとか、そういうとこをチェックしておいて、申告しておいてもらって、それでパトロールしながら対応するとか、そういう工夫もお願いしたいんですけど、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今市ではですね、きめ細やかな除雪ということで、除雪計画の策定から進めておりますので、来年の除雪計画の中にはですね、そういった点も配慮しながら計画づくりのほうを進めていきたいというふうを考えております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 1点質疑させていただきます。

先ほどちょっと忘れていたんですが、これ今の大型の除雪車になるわけですけども、今まではタイヤチェーンが装着しているのがほとんどでしたが、このタイヤチェーンと工具は当然入っているというふうに理解していいのか、その点について。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今回発注する中で仕様書というのをつけておりますけども、そこにはタイヤチェーン、附属品ということで指定してあります。

○委員長（堀川義徳） ほかいいいですか。

建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 先ほど渡辺委員からの参考見積書の最低業者と落札業者の関係でございますけども、見積もりの最低業者が落札業者とはなっておりません。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第65号 動産の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

議案第63号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第63号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第63号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、本年10月1日に妙高高原支所が妙高高原メッセに移転することに伴い、隣接する妙高高原保健センターの一部の部屋について、健康増進目的以外にも貸し出しできるようにし、これまで妙高高原支所の会議室を使用されていた方々を含め、地域や団体の寄り合いなど一般的な使用を可能とするため、条例を改正したいものであります。

以上、議案第63号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第63号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第63号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

議案第68号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第68号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第68号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本案は、人口減少が進み、市街地の密度が低下している課題に対して、国土交通省が推進しているコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えのもと、住居や福祉施設などの立地を誘導し、安心して快適な生活環境の実現と財政面、経済面において持続可能な都市経営を図るため、立地適正化計画を策定する費用について補正を行い、早期策定を目指したいものであります。

なお、策定期間は2カ年を予定していることから、継続費を設定するものであります。

以上、議案第68号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第68号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは、所管外の議員の皆さんから総括質疑にいっぱい出ましたんで、それについては後でまた聞かせてもらいたいと思いますが、最初に2カ年にしていますけど、設計した委託料、契約額ですけど、1200万円というのは、どのような根拠で出されていますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 標準歩がかり等がございませんので、委託先と思われる業者のほうから見積もりを徴取いたしました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは1社ですか、複数ですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 複数でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 複数でとっているとなると、同じ金額というのものもあるかもしれませんが、一般的には違うと思います。それで、今度こことどこかと契約するんでしょうけど、そのときに競争性が書類の上ではなくて、しっかり競争性が働いて、この間総括質疑で注文がいろいろ出たそれにふさわしいチェックできるような、またそれを満足するような提案をされている業者を選んでいただきたいと思います。

それで、この間総括質疑の関係で若干お聞きしたいと思います。平成の合併のときも論議になったんですけど、パイを大きくして、そして中心市街地に人が多く住む地域に金や投資を集中する。そうすると、必然的に限られた予算では周辺部が衰退する。中心市街地の繁栄が周辺部の衰退を前提としているような格好になるんじゃないかという論議がありました。そういう点でも、この間の総括質疑でもそういう心配がありましたけど、そういう配慮はどのようにしておられますか。例えば業者選定するとき、仕様書にこんな問題点を解決するようにと何かかという提案はしているんですか、いないんですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今後委託を実施する際にはですね、参考見積書というのをもう一度とるようになると思います。その際にはですね、やはり妙高市の現状というのがございます。課題も当然あるわけでございますので、その辺をですね、解決するための施策ですとか、そういうことについては細かく仕様書の中にうたい込んでいくということで考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この間のほかの議員の質疑の趣旨から言うとね、地域も知らない旅のコンサルが来て、それでほかの都市へ出したのを妙高市と書きかえるだけで成果品を納めるようなことがあっては困るから、そういう点では地域をよく知った業者を選定すべきだと。地域をよく知ったコンサルがこの地域にいるかどうかは疑問ですけど、そういう注文もついたわけです。そうすると、そのとおりに検討しますという課長の答弁だったんですけど、そのとおりにすると、少なくとも東京のコンサルだとか、そういうところへの行かないような気がするんですよね。そこら辺では県はこれ以上中心部へ集中したんでは、コンパクトシティになるかもしれないけど、周辺は住んでい

られなくなりますよという指摘がメインだったと思うんですね。そういう点では、そうならんようにする配慮というのは、私は大変なことだと思うんですけど、課長はどのように考えておられますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） うちのほうとしましては、やはり人口の急激な減少、また高齢化ということで、高齢者やですね、子育て世代と言われてはいますが、安心して健康で快適な生活環境を実現するということと、やはり財政面、経済面において持続可能な都市をつくっていくんだということが望まれているわけですので、その辺のですね、きっちりとした考えを持って今後委託先となりますコンサルタントのほうとは連携といいますか、詳細に打ち合わせをしながら作業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今課長説明されましたけど、大きく合併して財政的にも非常に右肩上がりというわけじゃなくなってくる時代から持続可能な維持できるコンパクトシティなんてのは、国交省なんかで何年前から強調していますけど、そうすると結果的に見れば、中心部さえよければいい、この間の質疑でも中心部は顔だから、ここが頑張ってもらわなければとって、励ましの声もありましたけど、それは周辺をおろそかにしていいという観点で質疑したわけじゃないと思いますが、そういう点では中心部とそこへ投資するのは、効率から言えばやむを得ないのかもしれないけど、都市は中心部は残ったけど、周りは何にも残らなかったというわけじゃないけんわけです。そういう点では、周りに住んでいる人たちと連携をどうとるかというのが非常に難しいとこだけど、それをしないと1200万もコンサルに払ったって無駄銭になっちゃう。そういう点では、皆さんよくよく考えて発注してもらいたいと思うんです。

余計なことかもしれませんが、この間一般質問しました。あのときに一番最初に取り上げた朝日町の再開発のときだって、業者選定するときは大林JVがうちでテナント責任持ちますみたいに行ったけど、1カ月たった後に出てきて、正式に結んだ契約のときは、もうそのところ落としちゃったわけですね。それで、過去に16年のときですか、市長とも論議したんですけど、市長も議員のときそんなことがあったなんていうのはよく認識していなかったけどという答弁もありました。そうすると、森友問題でもありましたよね。一々決裁文書の内容を理解して判こを押しているわけじゃないという答弁もありましたけど、ここでもそういうところもあるんじゃないかと思うんだよね。だけど、担当者は知っているわけですよ、細かいとこまで。どういうふうに問題がすりかわっているとか、そういうところは何が問題になるか、だけど、決裁回しているときに課長なり、市長に聞かれなければ答えないで黙って過ごしている。担当者は知っているわけだから、そういう点では所管の課長も含めて担当者の間ではきっちり何が問題なんか、どういう問題が起こる可能性があるかというのを詰めた上で仕事を先に進めてもらいたい。その気構えをお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今回の立地適正化計画について少し御説明をいたしますけども、今まではコンパクトなまちづくりということだけで終わっていたわけですが、今回はですね、先ほどの提案説明でも説明いたしました。コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携というのをうたっております。というのは、市街地にですね、公共施設を集めてくると。じゃ、住居地域はどうなるんだということでございますけども、今妙高市の状況からすると、少し点在をした中で設定をいたしまして、その住居地域と市街地をいかにネットワークさせていくかというふうなことがこの計画では一応重要だというふうに考えておりますので、その辺のことをですね、念頭に置きながら計画づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。



○渡辺委員（渡辺幹衛） つけ足しにもなるかもしれませんが、今コンパクトシティと周辺ネットワークの問題で課長の見解を示されましたけど、私下水道を担当していたとき、海外の人といろいろ意見交換したことがあるんです。そうしますとね、この間の答弁でもありましたけど、都市計画区域広くして前々市長のときはなるべく広く網をかけたほうが将来的にもいいだろうとあって、それこそ大風呂敷広げたんす。それで、そういうところでやってみて、田んぼの中へでも何でも下水道引くみたいになって、そういう話があるもんですから、下水道整備間に合わない、どんなふうにしていますかといったら、そんな人の住んでいないとこへどうしてそんな必要があるんだと、我々は下水道整備したところへ住んでもらうようにしむける施策をとっている。好きなようにどこへでも住んでもいいですよといったとこへ下水道が後追いで整備していかなくちゃいけないなんていうのは、無駄の骨頂じゃないかと、こういう話があって、発想が大分違うなと思ったんですけど、そこら辺では今課長の考え方はわかったんですけど、ここでじゃ交通のネットワーク、この間市長も答弁されたように、高齢者の交通、無料じゃないですけど、かなり優遇しているとか、そういうのいろいろありました。だけど、地域で考えてみると、前子ども・子育て支援の課長もこっちへ来られましたからお話ししますが、地域では小学校もなくなる、保育園もなくなる、それは真ん中の人たちは便利かもしれないけど、それにもかかわらずこへ住め、バス1日3本か4本ぐるぐると巡回のバスがあるじゃないかと言われたって、実際は住みにくいんですよと話になるわけですから、そういうところもどんな問題があるかというのを本当に担当者レベルでしっかり把握した上で発注するよう希望しておきます。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 先般質疑が行われましたが、その際に建設課長のほうからですね、市民アンケートと、それからパブリックコメントを予定しているということでしたが、その時期についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 現在粗々の計画ではございますけども、やはり市民アンケートというのは一番最初に実施したいと思っております。それとですね、パブリックコメントにつきましては、最後のほうになるのかなというふうに考えておりますし、その間にですね、都市計画審議会での審議というのを今のところ3回程度うちのほうでは予定をしているというところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） これは、審議会については年3回ですか、全体で3回ということですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 都市計画審議会につきましては、現在の段階では今年度に1回、31年度で2回程度を開催する予定としております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） そのアンケートの結果をですね、十分に把握した上でですね、審議会でも反映されなければならないと思いますので、ぜひですね、市民の考えがよく浸透するようにしていただきたいんですが、アンケートの範囲については、どのようですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 抽出によるアンケートというふうになると思います。またですね、妙高市第3次の総合計画の策定ということで、今後市民、職員合同のワークショップ等の計画もありますので、その辺からもですね、広く意見のほうは拾っていきたいというふうなところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 市民の声が審議会に後手後手に回らないようにですね、十分配慮していただきたいと思いません。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 質疑させていただきます。

こういう総合計画をやると、人口は減少する、市街地はどの地区も密度が下がっているんですけども、この計画を機能の充実あるいは教育、文化をきちっとと言っているんですが、住民の皆さんの年齢構成や、また住民の皆さんの要望等をですね、どのような形で集約され、計画に生かすつもりか、この要望等がしっかりつかめていなければですね、このような計画立っていくのは非常に厳しいと思うんですが、その考え方について伺います。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今ほども申し上げましたが、市民アンケートの調査というのをまずは実施いたしたいと思えますし、総合計画の中でですね、また出てきた意見につきましても、十分酌み上げていきたいというふうを考えております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 現実にはですね、今高齢化になってきて、交通の問題あるいは買い物難民と申しますか、非常に近くに商店がないというような悩みからですね、いろんな関係になっています。その面についてですね、当然教育、文化、福祉等の充実を図るべきなんです、こういう身近な点についてですね、しっかりとした集約がないとですね、今後こういう総合計画についても無駄が多くなると考えるんですが、その点についてはどのような考えにあるか、その点について伺います。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 立地適正化計画というのはですね、まずは区域の設定をいたします。その区域は、都市機能の誘導区域、それと居住誘導区域というのが必要でございまして、そのほかにもですね、区域を設定することができるということになっております。そこと居住区域とですね、都市機能区域というのを結ぶということで、ネットワーク化ということが今回叫ばれているわけでございますので、その辺の趣旨をですね、十分理解した上で、策定のほうを進めていきたいというふう考えております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 十分ですね、市民の皆さんの意見を書いて、本当の実情をですね、しっかりつかんだ上で総合計画をですね、しっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 済みません、もう一つ追加させてください。

さっきフロー、流れの中では、最初に市民アンケートという話が出ました。そして、途中で都市計画審議会、それが3回、最終的にはパブリックコメント、そういう流れにはなっているんですけどね、アンケート実施は本当に市民の声が、該当する部分の市民の声でしょうけど、きちりとれるようなアンケートが設問の段階から十分審議していないと、論議していないと形だけのアンケートになります。そして、さらに都市計画審議会の問題についてお話ししたいと思います。市の議会選が2名いるんです。だけど、3回の中で充て職だったり、行政の専門家だったりする人ももちろんいるわけですけど、果たして十分な審議、2時間くらいでしょうから、そういうところでできるかどうかというのが非常に疑問が残っています。それをどんな格好で補完するかというのを考えておいてほし

と思います。

最後に、パブリックコメントです。今までパブリックコメントについて質疑したことも例えば決算議会なんかでありますが、2人か3人しか出ないんですよね。それをどういうふうにして文字どおりパブリックコメントにできるか、その努力、工夫を今から考えておいていただきたいと思います。そういう点についてどのようなお考えか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 先ほどから言っておりますけれども、市民の意見をどういうふうに反映するかということでございますが、県内には先進事例もございます。また、長岡市さんだと思いますけれども、ほかのですね、協議会を立ち上げたというような意見もございますので、その辺もですね、今後参考にしながら市民の皆さんの意見をどういうふうにしたら一番いい形で酌み上げていくことができるかは、検討したいと思います。

また、パブリックコメントにつきましては、今後どのような方向がいいのかということにつきましても、あわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） ちょっと委員長を交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 実は、この立地適正化計画というのは、スタートして多分2年ぐらいはたっていると思う。全国でいろいろ始めたと思うんですが、我々会派でですね、中央の研修会に行ったときに、国交省がこういうのを出したと。久しぶりにこれ当たるんじゃないかというふうに言われて、村越議員がですね、恐らく一般質問か何かでしたと思うんですが、いよいよまちを機能集約してですね、持続可能というような質問をしたときに、そのときのたしか答弁ではですね、既に妙高市ではいわゆるコンパクトにですね、まちをつくるためにいろんな施策があるので、つくる必要はないんじゃないかというような答弁をしたと思うんですが、恐らくそれから1年ぐらいたったんですが、結果的に今回このタイミングでつくるというふうなことなんですが、何かやはり今の妙高市がもともと持っているまちを小さいしてコンパクトにするという施策では足りなくなって今回この計画をつくるということになったんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 29年の6月にですね、村越さんが質問されたというふうに思っております、そのときにはですね、都市計画マスタープランでやはりコンパクトなまちづくりということであってありますと、それで今後変化が生じた場合ということでお答えをしたと思いますが、うちのほうはですね、先ほどの提案説明でも申し上げましたが、この3月にですね、国立社会保障・人口問題研究所からですね、今後の将来の推計人口が公表されました。その内容を見ますと、今までよりもやはり厳しい人口減少を予測されておるような結果でした。それとですね、もう一つには今委員さんもおっしゃられましたけれども、国からですね、やはり5年以内をめどにですね、計画を作成するよという働きかけがあったのも事実でございます。その辺とですね、ことしから3次の総合計画を策定するというのであればですね、やはり同時に取り組みを進めたほうがより整合性がとれるだろうというような判断をいたしまして、今回6月をお願いをしているというところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私もですね、当然これ計画を立てて、あとその計画にのっとってですね、いろんな公共施設を集約したりとかするとですね、計画にのっとっていることであると、国からいろんな補助制度も受けれるということで、どうせやるんなら計画を立ててつくったほうがですね、財政的にも有利だということだと思っておりますので、ぜひ

しっかりとしたものをつくっていただきたいんですが、この策定期間が31年度までにつくり上げるということで、ちょうどこの32年度からの第3次妙高市総合計画と時期がダブると、用意ドンでスタートできるということで、非常に妙高市にとってはですね、単なるこの立地適正化計画だけではなくて、まちづくり全体ですね、第3次妙高市総合計画のまちをつくり直すという部分で大きな考え方といいますか、計画の一部になると思うんですが、ちょっとこの委員会でやるような話じゃないと思うんですが、今後ですね、今回プロの方も入れて本気でこの持続可能な地方のまちをつくるという意味ではですね、どういった形で進めていくのかと、考えですね、構想ですね、ちょっと市長に先ほど町なかだけよくなればいいのかという話もありましたが、当然5期目のあれもありましたんで、これからのですね、これも含めた形の、どういった形のまちづくりというのが今回この機に理想なのかということを一言お願いします。

○副委員長（八木清美） 市長。

○市長（入村 明） まち一つを全体として捉えて、今皆さんから御意見いただいています部分を、これをですね、部分適合という考え方でまとめ上げるというのが今大事だと思います。それから、将来ということで、今いろいろ御意見いただいています、とにかく今の状況を打開するというための一つの道筋をですね、ここでつけなくては、もうこれ以上ですね、時代の流れにただ、ただ時を任すというわけにいかないという思いで向かっているということで御理解をいただきたいと思います。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） 委員長、交代します。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第68号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審議が全て終了いたしました。

---

#### 所管事務調査について

○委員長（堀川義徳） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係者以外の方は御退席ください。ありがとうございます。

〔執行部側説明員以外の退席、関係課入室〕

○委員長（堀川義徳） 引き続き所管事務調査を行います。

今回建設厚生委員会では、国保事業における医療費の現状と課題について調査することといたしました。

所管事務調査の進め方については、あらかじめ調査担当である渡辺委員から調査理由と概要を説明していただきます。続いて、調査担当が調査項目①について質疑を行い、その後にはほかの委員の質疑を行います。調査項目①の質疑終了後、次の調査項目②に進むというようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、調査担当の渡辺委員より調査理由と概要について説明をお願いいたします。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 御苦労さまです、大勢そろっていただきまして。委員長からも話ありましたが、所管事務調査のやり方が変わりましたんで、今まで出した委員が直接やりとりしただけで終わったんですけど、せっかくですから、ほかの委員の皆さんからもその審査に加わっていただけるような格好になりました。その第1号で何をやるべきかという話がありまして、せっかくの制度ですから、活用すべきだろうと、そういうふうにして提案したのがこの項目です。

それじゃ、進めていきます。時間私の希望では1時間以内に終わるようにお願いしたいと思いますし、あらかじめ申し上げておきますけど、答え出なくても結構ですから、不十分な点があったら管内視察のとき補ってください。ただ、こんな認識をしているんだなということを承知していただければ、特に新しい吉越課長にはそれを承知してもらっただけで私は十分効果があると思っていますから。

さて、理由なんですけど、医療費のチェックは適正かという話を書いてあります。私はね、先日知り合いの母親、九十三、四だったんですけど、亡くなったんです。そうしたら話を聞いてみたら、その前の日くらいまでは畑へ行って元気だったと、こう言うんです。お年ですからねと思って聞いていたんですけど、いろいろ聞いてみると、医療行政の中にも問題点があるんじゃないかな、そういう点で少しお茶もらいながら深掘りした話をお聞きしたんです。そうしましたら、半年前くらいはある病院に通っていたんですけど、それがどうも薬山ほど持っているけど、はっきりしないんでセカンドオピニオンなんていう話もあるから、違う病院へ行ってみたんだと、こう言うんです。そうすると、果たしてそうだったけど、改善されたかどうか薬がふえただけだったんじゃないかという、そういう不満もあるんです。そうすると、90過ぎたくらいのお年寄りの皆さんが一袋も薬持ってきて、朝、昼、晩飲むなんていうのは、それだけでも非常に大変なことだと。そうすると、それが果たして健康維持にどう役立っているのかというの、非常に疑問が残りました。薬価の問題もあるし、いろいろ医療費の問題もあるし、疑問が残りましたというんで、お尋ねしてみたいと思いました。

じゃ、最初の1項目めから、レセプトの点検の状況と費用はどうか、またその効果はというような話ありますけど、そこら辺では今申し上げましたように、いろいろ薬山ほど持っているわけですけど、レセプト点検は国保連合、県へ委託しているんじゃないかと思うんですよね、県の連合ね。そうすると、ここでは直接やりとりしていない、向こうからの結果を見てきて、これが個々の支払いでいいですということになれば、そのまま支払いに回すような格好になっているんだと思いますけど、レセプトの内容について、医師会や薬剤師会と対等に協議できているかなという不安はあるんですけど、その点はまず最初にどんなもんですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） まず、レセプトの点検の状況について、ちょっと概要を説明させていただきたいと思いますが、今ほど渡辺委員おっしゃったとおり、最初に1次点検という形では、国保連合会のほうに全ての診療情報明細書というのが行きますので、そこで点検がされます。そこで不備があったものについては、また医療機関に戻って返ってくるという形になる。その上で、今度2次点検ということで、市のほうに全部それが来ますので、市のほうではレセプト点検の有資格者を今4名雇用しておりますが、その4名が点検をするという形をとっております。その2段階の点検を通して不備があったものについては、医療機関等に問い合わせをし、修正をしてもらって医療費を支払うという形になっております。なお、今ちょっと薬剤の話が出ましたが、点検の方法については、単月点検と言いまして、1カ月分の点検をするものと、あと調剤と、それから医科の診療報酬について両方照らし合わせて診断を受けた病名とその薬が適合しているかどうかというチェックもしております。なおかつ縦覧点検という形で、6カ月にわたって長期にわたって一つの病気を見ていくということもしております、そういった関係を

通しながら、点検とそれから過誤については正規な請求をしていただくような対応をしているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 1番については、その程度でいいかと思えます。流れはわかりました。課長のとおりの流れが実際にはどのように機能しているかというのは、この後のほうでお尋ねしますんで、1のほうは私はいいです。

○委員長（堀川義徳） ほかの委員の方で①のほうのレセプト点検、費用等の御意見といたしますか、質疑ありませんかね、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） じゃ、②のほうに移ります。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それじゃ次に、ジェネリック医薬品の使用状況について、概略おわかりになるところをお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ジェネリック医薬品、後発医薬品の使用状況でございますけども、直近で今把握しておりますのが平成30年の2月の調剤分、3月に審査した分ということになります。妙高市の使用率は76.2%でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは、一般的に県内の状況と比べてどうなんですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） この2月調剤分、3月審査、全県の状況ですが、県の平均が72.1%になります。それから、20市に限った場合では71.5%ということになりますので、当市のほうは県平均よりも4.1ポイント、それから20市の平均よりも4.7ポイント高いというところで、良好な状況だというふうに考えています。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 使用状況はわかりました。

以上です。

○委員長（堀川義徳） ②のジェネリックの医薬品の使用状況、ほかに。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 検索しますと、アメリカでは90%以上ということで見ましたが、国全体としてはいかがですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 済みません。今国のちょっと状況あれなんですけども、国のほうでは平成32年の9月までに80%を目指すというのを目標にされておまして、今のちょっと国の全体状況は承知しておらないんですけども、以前に聞いた中では新潟県といたしますか、妙高市のほうは全国平均よりも高いとこにいるというふうには理解をしております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） このジェネリックで希望制というのが普通みたいですけど、自動的にかわっていく場合もあるみたいなんで、その辺は今の現状はどういうものなんでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ジェネリックの普及につきましては、差額通知書の送付と、それからまた後発医薬品の希望カードの配布というのをしております、それを持っていくことによって薬局のほうで後発医薬品を出していただくということもありますし、あと医師の診断の段階でも後発医薬品を使ったらどうかということで、御提案いただくということになっております、そういったいろんな機会を通じてジェネリックのほうの使用が高まっているというふうに理解をしております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 医師の勧めとか、そういうのでかわるのはあれですけど、病院自体がもう全部ジェネリックにかえちゃうというケースもあると思うんですけど、その辺は把握されていますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 申しわけございませんが、ちょっとそこまで詳細なところは承知しておりません。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 今と関連なんですけど、どの程度ですね、患者の皆さん、また一般保険者の皆さんにジェネリックの推進を理解してもらえるか、その取り組みはどのようになっているか、その点について。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） まず、差額の関係についてはですね、月100円以上ジェネリックにかえた場合には効果がありますよという方については、年3回ですね、ジェネリック医薬品のお知らせをさせていただいております。それから、後発医薬品の希望カードの配布というのも保険証の交付の時期ですとか、それから新規の取得をされる時期には、そういったものもお配りをさせていただいております。それから、窓口に来られたお客様に対しても、新規の資格取得については、それがチラシと一緒に同封させていただいて、ジェネリックの使用について御理解いただくようお願いしているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 使用する皆さんにですね、パテントの問題、特許の問題があって、効力については変わらないんだというようなよく説明をですね、理解するまで丁寧にやるのが非常にこれも大事だと思うんで、この点についてですね、今現在やっていることにプラスアルファ、まだ今後こういうことも取り組んでいきたいというようなことがあれば教えていただきたいんですが。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 今ほど委員がおっしゃいました効果の差ということについては、厚労省のほうから後発医薬品については薬の効能については同じだということについて公表されておりますし、その文面をお配りしますカードですとか、チラシ等には全て載せてありますので、そういったものをお示ししてですね、後発医薬品の使用に結びつけるように対応させていただいているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 大変難しい問題かと思うんですが、ぜひともですね、やはりこの面で使用する皆さんに理解していただくことが重要と思いますので、今まで以上ですね、丁寧な説明あるいはまた理解を得るように御努力願いたいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 1点よろしいでしょうか。今ちょっと資料がありまして、先ほど八木委員の御質疑であった全国の平均の関係なんですけども、手持ちの資料で29年の9月になりますが、全国平均では65.8%の使用とい

うふうに出しております。済みません、先ほど出せばよかったです。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 使用率と普及率というのは同じと考えてよろしいんですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 言葉が不適切で申しわけございませんが、同じですし、要するに世間に出ているジェネリック医薬品全てに対して、現在どの程度の使用率があるかということで統計は出されているものでございます。

○委員長（堀川義徳） じゃ、次3番目の生活保護におけるジェネリック。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） せっかく葭原課長に来てもらったんですから、生活保護、厚労省の見解というか、通達では、生活保護は受給者が原則ジェネリックを使えという話が来ているんじゃないかと思うんです。その実態をお聞きしたいんですけどね、ジェネリック医薬品を選ぶか、先発薬品を選ぶかというのは、やっぱり国民の皆さんの権利でもあるわけですよ。それを生活保護の受給者だからといって規制する、納得しないのに規制するというのは私は間違いだと思っているんですけど、そういう点ではどのような指導をしていますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） このたびのですね、この法改正によって、いわゆる生活保護者、被保護者に対してジェネリックの使用が原則化されたというところでございます。こちらにつきましては、平成25年の法改正のときにも、実は生活保護の皆さんにはジェネリックを原則使ってくださいよという努力規定が法改正なされた。今回は一歩進んでですね、原則化になったといったところでございます。ここら辺の考え方でございますけれども、やはりまず1番目には、国全体の方向として、患者の負担軽減ですとか、医療保険財政の改善、これに資することからこのジェネリック医薬品の使用を推進していこうという大きな柱、考え方があると思っています。それから次には、やっぱりその被保護者の増大、それから医療扶助費の増大、これがやはり全国的にも今非常に大きな課題となっていると。それから、生活保護に関しまして、この25年の法改正によって、ジェネリックの使用を推進していこうよということ踏まえて、それ以後徐々にではありますけれども、生活保護の被保護者におけるジェネリックの使用率が28年は69.3、29年は72.2というふうになっております。その中でも、今都道府県ごとの使用割合に差があるというふうにも言われておりますし、使用割合の伸びが鈍化しているとも指摘がなされているというような状況を踏まえて、今般の改正につながったのではないのかなというふうに思っています。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 金の面で言えば、確かにジェネリックわかります。そして、それに誘導するように医師の処方するとき、これは先発薬品でなければだめですよというチェックをして、その場合はチェックをして薬剤師に回すというもなっていると思うんです。今までジェネリックでもいいですよというチェックはしていたようなのは、最近変わっているんだと思うんですよね。だから、薬局で黙っていると、ほとんどジェネリックが出てきます。後発薬品がありませんというただし書きしてある薬以外は、私も幾つか薬飲んでいますが、そうやって出てくるようになって、誘導しているのはわかります。けども、今課長がおっしゃったように、100%同じじゃないんですよ。薬剤師はそう言っていますが、薬剤師というか、薬局ではそう言うけど、それならどうなんだという話もあるんですけど、実際お聞きすると、ジェネリックでやっていたけど、どうもちがが明かない、医師そのものは一般的には薬剤指示していますよね、処方箋見ると。その医師の処方箋はこうだったけど、Aの薬品だったけど、当薬局ではBのジェネリックを出しますよという承知してもらって出しています。医師は、診察何カ月に1回か、何週に1回か知らんけど、診察しているときは処方したのを使っていて症状がこのように改善したとか、しないとか



というので診ていると、診察していると思うんですけど、そこら辺では若干私は食い違いがあるんじゃないかと、そういう点ではジェネリックを選ぶかどうかというのは、単なる費用の問題じゃなくて、人権の問題で言えば大きさになるかもしれないけど、やっぱり本人がどういう選択をするか、私はこの薬使ってみたけど、どうも合わないようだけど、何とかならないかと医師に相談できればまたいいんですけど、相談できないときは薬局で出すときは医師の処方箋のとおりのを出してもらいたいとかと、そういう意思表示できるような仕組みにしておかなければいけないんじゃないか。ましてや生活保護受給者だから当然安上がりののを使うべきだなんていうのは、私は異常じゃないかと。

長くなって申しわけないんですけど、生活保護の人たちが本当に人権として保障されているかどうかというのは、この前弁護士の話聞いたときもあるんですけど、例えば先日県知事選挙もあったんですけど、日本の選挙は供託金低所得の人が出られないような仕組みになっている。例えば参議院なんかで言うと、1人選挙区で300万、比例区で600万だ、ヨーロッパではほとんどただに近い。市だって30万ですけど、生活保護受給者が行政を変えんけりゃいけんと思って、じゃ市議会議員に立候補するなんていうことは、事実上不可能なわけなんですよね。そういう点では、人権という立場から見ると、憲法25条の立場から見ても、指導については誤解のないような扱いを窓口では一律じゃなくて、納得が得られるように、そしてその結果どうなるかということも含めながら指導してもらいたいと思うんですが、丁寧な相談に乗ってやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この10月からですね、改正をされるというところでは、これから詳細な運用方針、それから具体的な進め方等について通知がなされると思っております。現段階におきましてはですね、やはり生活保護者の皆さんの立場に立って相談に乗っていきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） ちょっと委員長かわっていいですか。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） かわります。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 済みません、話ちょっと聞いていて、最初吉越課長のほうから市のジェネリックの利用状況ということで76.2でしたかね、市の平均。76.2ですよ。

○健康保険課長（吉越哲也） 3月の。

○堀川委員（堀川義徳） 76.2だということで、それで3番の生活保護の方にジェネリックを推奨しているということで、生活保護の方に推奨しているんですけど、使用率が72.2ということですかね。

○副委員長（八木清美） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 先ほど申しあげました72.2は、全国ベースの生活保護のベースでございます。当市、妙高市における29年度につきましては、70.9%でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） ということは、市の平均より今生活保護の方のほうの使用率のほうが低いということになる。今聞いていてですね、渡辺委員もおっしゃっていましたが、生活保護の方だからいわゆるジェネリックを強制といいますか、無理やり使うとかいうのではなくて、やっぱり人それぞれにですね、恐らく例えば生活保護の方がたまたま処方された医薬品というのは、薬がですね、いわゆるジェネリックがないというような形でこの使用率が一般の妙高市全体より低いというふうな判断でよろしいのでしょうか。

○副委員長（八木清美） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） なかなか一概には言えないと思っております。どうしてジェネリック医薬品をお使いにならなかったんですかというふうですね、内容も把握しているところでございまして、患者の意向というものがやはり一番多くて7割ぐらいが患者の意向だと。それから、保険薬局にジェネリックの備蓄がなかったといったのが2番目に多い内容となっております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 普通の方でもですね、生活保護の方でも、私余り薬飲んでいないんでわかんないんですけど、成分が同じであればですね、より医療費が削減できるようなですね、ジェネリックを生活保護を受けている方も、そうでない方もですね、やはり進めていくというふうな体制をですね、両方の課でですね、しっかりまたお話ししていただければですね、少しでも医療費の削減になるのかなというふうに今気づきました。

以上です。

○副委員長（八木清美） 委員長、かわります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） それでは、④番に移りたいと思います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 4番、今まで課長からお話聞いていますからなんですけど、レセプト点検するときは、調剤の状況はチェックできるんですよ。だけど、服用状況というのは医師がわかっているわけなんですけど、高齢の方は認知の入っている症状の皆さんで飲み忘れの問題なんかも課題になっていますけども、実際に服用されているかどうかというののチェックは可能ですか、どうしていますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 調剤をされたものについて、どの程度服薬をきちんとされているかということですけども、個々の被保険者の方がどういうふうに着用しているかまでは、保険者のほうとしては把握はできる状況にはございません。ただ、後半のほうできっと委員おっしゃると思うんですが、重複の服薬ですね、同一の病気で薬効が同じものを複数もらっている方がいらっしゃるんですけど、そういう方については、調剤のレセプトをチェックして、実際に保健師のほうから訪問をさせるようにしております。そういった形で、問題がありそうだという方については、こちらのほうでピックアップして訪問して実際の服薬の状況の対応はさせていただいている状況でございます。ただ、個別全体の被保の方についてできるかということとはしておらないという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今課長おっしゃったように、そういうののチェックは機構の側では、チェックする側では余り問題にならないんですよ。本当にそれが効いているか、効いていないかという判断はそこでしているわけじゃないですから、だけど、それをフォローする格好で保健師さんが時々訪問するとか、薬山ほど袋に持っているなんてのをチェックできるような方法もぜひ考えておいていただきたい。例えばひとり暮らしの皆さんや誰も服用する補助をする家族もないなんていう方も高齢の方はおられると思うんですよ。そこへ民生委員さんが1月に1回なり、2月に1回なり訪問されるときも、お薬はどんなのですかと、実はこんなにあるんだなんて話になっていけば、それは特別な指導とか、援助が必要だろうし、そういうのも実態をつかむようなきめ細かな対応をお願いしたいと思います。それはお願いですから、4番はいいです、私は。

○委員長（堀川義徳） ほか、じゃ4番である方いらっしゃるんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） じゃ、ないようなので、続いて、じゃ5番のお薬手帳の活用状況ということで。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 薬手帳は、いろんなここの委員会でも先進地視察しましたが、役立つんですよね。どんな薬飲んでいるか、救急車を呼ばれるとき、その薬手帳を入りに置いておくとか、プライバシーの問題で冷蔵庫に入れておくとか、冷蔵庫の中へビニールに、筒等に入れて保管しておくとか、そういうふうなルールを決めているところが結構あるんです。そういう点では役立つと思うんですけど、履歴がわかるというか、経緯がわかる、どこの医院、医療機関へかかっているかというのがわかってプラスの面がある反面、さっきセカンドオピニオンの話も出ましたが、その手帳を持っていくと、先ほど似たような薬という話もありましたが、医師の姿勢にも問題があるのかもしれないんですけど、本当に自分の判断で何にもないとき、真っさらのときにこの患者にはこの薬が合うんじゃないかと判断する前に、手帳を見ちゃうと、先入観が入ってきて、前の先生、私の先輩だからとか、この人名医だと言われているからと、その人がこういう処方をしているんだから、とりあえずこの処方で、そしてプラスして私の処方でなんていうような格好になると、セカンドオピニオンなんかやればやるほど薬がどんどんふえてくる、医療費の問題でも問題になるほど薬がふえてくるというマイナスの効果もないことはない、心配できる。皆さん医療費3カ月ごとですか、こうやって医療費、薬はどのくらいかかったかと、こう出しているわけですから、その中でどの程度この人は80歳、この人は90歳、朝昼晩に5種類も10種類も薬飲んでいるなんて異常だと思うんですよ。幾ら効く薬だとして、5種類も10種類もあわせて飲まなきゃいけないなんていう状況というのは異常だと思うんですけど、そういうチェックしたり、健康の相談に乗ったりするような格好にしなければ、チェックするシステムだけではできていたとしても、お知らせのシステムはできていたとしても、医療費の削減にもならないし、健康のむしろ害になる部分もあるんじゃないかと思います。そういう点を感じているんですが、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） お薬手帳の関係ですけども、今ほど渡辺委員おっしゃったとおり、いろいろな過去の経緯とか含めまして、個人の状況がよくわかるという点では、効果的なものだと思っております。それで、実際の服薬の関係ですけども、ちょっと先ほども御答弁しましたが、同じ疾病について、同じ薬効があるやつについて、複数出ている場合については、レセプトのチェックの中で上がってきたものについては、保健師等が訪問しております。それ以外に個別の服薬の方については、被保の方々全てにはできないんですけども、重症化予防ですとか、いろいろな関係で訪問指導しなきゃいけない被保険者の方がいらっしゃいますが、そこに行った際には、必ず服薬の状況ですとか、それからお薬手帳は見せていただいております。そこで、適切な服薬をしているかどうかとかということについては、行った保健師とか、栄養士が話をして指導することについては努めさせていただいているところでございます。

○委員長（堀川義徳） ⑤番はいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） じゃ次、医療費のお知らせの効果と活用の状況ということで。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 最後です。皆さんから医療費のお知らせ出ていますよね。これは、出ているけど、私は3カ月医者にかからなかったという職員の方がおられれば出ないかもしれないけど、大体はかかっている。そうすると、家族の中でかかっていたら出ていると思うんですよ。だけど、実際にそれを市民の側でチェックしているかという、非常に心もとないところがあるので、これを本当にチェックしてもらえるような、ここに注意書きも幾つかありますけど、もう少しははっきり強調したほうがいいんじゃないかと思っているんです。

それで、お聞きしたいんですけどね、医療費のお知らせがあるから自分はどんなふうになっているかというのは

わかるんですけど、例えばこれも相談があったんですけど、高額医療費の償還の問題では、入院と通院とでは違うんですよ、限度が違う。だけど、よく見ていると入院か、通院かというのをしっかり持っていればわかるんですけど、一般的には医療費の償還あるだろうと思っていると、問い合わせすると入院だから限度額がこれですと高いんですよ、限度額が。そして、本人に聞いてみたら、私もこれから白内障の手術で行くんですけど、白内障の手術で医療機関にかかったと。そして、そこで最後に言われたのは、医師に入院する設備もあるんだけど、どうしますか。私は送り迎えしてもらえれば帰りますとって帰ってきた。それは、通院だよと、こう言うんですよ。そして、前に担当者とも相談したこともあるんですけど、だけど、医療費の関係で言うと、入院だという報告が出ているから、入院の限度額になったと、これは私は納得できないとって話したことがあるんですよ。だけど、皆さん入院したか通院だったかというのは、判断このレセプトの中では私しにくいんじゃないかと思うんですよ。そういう点では、そういう声を吸い上げて、例えば医師会なり何かに通院でできるのを丁寧にしたと言えば丁寧にしたんですけど、入院じゃなくて便宜を図った、それで負担がどうなったかというものは、違いが出てくるわけですけど、そういう点の誤解のないような意思疎通を図っておく、それと同時に費用というか、市民の皆さんにもこれをもらったらそういうチェックも必要なんですよというのは、わかるような説明をしてやってほしいと思っているんですけど、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 医療費通知のほうについては、ここに一応小さく書いてありますが、その目的というのは、自身の健康状態、医療に対する認識ですとかそういったもので、医療機関から間違った請求が来ていないかという抑止力も含めてお出ししているものですが、なかなか今渡辺委員おっしゃるとおり、注意喚起の文言が一つのはがきのサイズの中でおさめている関係で、なかなか見づらいところもあるかなとところがあります。そういった点についてはちょっとまた工夫ができるかどうかは考えさせていただきたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 無駄な薬剤、出していないのがここに載っているなんていうことになる、それはもちろん重大な問題ですけど、少なくとも高額医療の対象になるのが入院と薬剤と通院とみんな別々に違うわけですから、それを入院していないのに入院だなんていって、ここで支払いしていたり、カウントされていたり、医療費の金額は変わらないかもしれないですけど、そういう点のチェックもする必要があるんですよというのを、特に高額医療の償還を受けている皆さんについては、丁寧にやってほしいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） ほかに皆様。

八木委員。

○八木委員（八木清美） ジェネリック医薬品の価格と、それから新薬の価格の違い、先ほどもありましたが、差額についてですけれども、例えばジェネリック医薬品を奨励する意味において、広告等での具体的な記載というのがありますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 広告といいますか、こういった資料があるんですけども、あなたの疾病についてジェネリックにかえた場合ですと、この薬であれば幾らぐらい効果といいますか、減額になる可能性がありますという通知は随時お出しをさせていただいております。そういった形で可能な範囲ですけれども、ジェネリックの使用について極力御協力いただくようお願いしているところがございます。価格についても、大体3割から5割ぐらいジェネリックのほうがお安いという状況がございますので、年間の効果額の試算ですけれども、3月の先ほど申し上げ

げたベースで考えると、4500万ぐらいそのことによって効果が上がっているという財政的なものがございまして、相互扶助という形で国保は成り立っておりますので、お互いに使用できるのであればジェネリックをお使いいただきたいというのが保険者側のお願いでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私も疎くて、今回ちょっと調べましたら、例えば代表的な高血圧症とか、それから糖尿病、認知症、がんなどはですね、高血圧症だと差額が9720円、糖尿病だと6480円、認知症だと1万8360円、がんだと7万2640円もの差額があるということで、見てびっくりしたんですけども、こういう機会がなければ自分も該当しない場合は、なかなかそういうジェネリック医薬品の意義というか、いい意味について理解できなかったんですが、いい機会だったと思っております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 今この医療費のお知らせのあれで、ことしの3月から年末調整に使えるようになったと思うんですけど、その辺の注意というか、注意喚起みたいなものを載せられればもっと効率よく見るんじゃないかという気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 今委員おっしゃるとおり、医療費のお知らせにつきましては、医療費控除の手続の申請に使えるようになったということは承知をしておりますが、そのことに基づくちょっと喚起をしたかどうかというのは、今回はまだしていないようですので、また改めて対応させていただきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これでやめようと思ったんですけど、せっかくですからつけ加えておきます。

課長にはね、国保の問題で相互扶助の話が出ましたけどね、前の課長とも論議しましたし、市長もそういう言葉使いましたから、訂正を求めたんで、国保相互扶助じゃないんですよ。戦前は相互扶助だったんです、スタート。だけど、社会保障ですから、そこを気持ちの上で持っていたってそれは構いませんけど、特に料金値上げなんていうと、税値上げなんていうと、そういう言葉になりやすいんですけど、あくまでセーフティーネット、社会保障ですから、お忘れのないようによろしく願います。

○健康保険課長（吉越哲也） 申しわけございません。ありがとうございました。

○委員長（堀川義徳） 以上で所管事務調査が全て終了しました。

所管事務調査の報告については、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることとなっております。なお、報告書については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

これにて所管事務調査を終わります。御苦労さまでした。

---

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（堀川義徳） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申し出について協議いたしますので、執行部の皆さんは御退席ください。

〔執行部退席〕

○委員長（堀川義徳） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の閉会中の継続審査（調査）の申し出について案をごらんください。

初めに、管内調査についてお諮りします。閉会中において、委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査の申し出については、お手元に配付の資料のとおり申し出することに決定いたしました。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、お手元に配付の資料に記載してありませんが、委員、執行部のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出がないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことに決定されました。

次に、管内視察の日程についてお諮りします。管内調査については、7月10日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月10日に実施することに決定されました。

なお、詳細については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

---

○委員長（堀川義徳） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして建設厚生委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時28分